

東港埋立地暫定利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、暫くの間、東港埋立地を市民等の憩いの場として開放することにより、海のまちづくりを中心に都市の魅力と活用を高め、市民等が心の豊かさや安らぎを実感することができる環境づくりを目指すとともに、スポーツ観光交流など埋立地の効率的かつ有効利用を図ることを目的とする。

(名称等)

第2条 東港埋立地の名称は、竹島ベイパークとする。

2 竹島ベイパーク内の施設の名称及び配置については、別図のとおりとする。

(位置)

第3条 竹島ベイパークの位置は、次のとおりとする。

蒲郡市松原町943番他

(管理)

第4条 竹島ベイパークの管理は、建設部土木港湾課が行う。ただし、管理業務については、委託することができるものとする。

(占用利用申込者)

第5条 竹島ベイパークの占用的な利用の申込みができる者は、市内に住所を有する者又は市内に勤務する者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(占用利用の届出等)

第6条 占用利用者は、市長に竹島ベイパーク利用承認届(様式1)を提出しなければならない。また、利用承認届を提出した者が事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の利用承認届の提出は、利用日の3月前からすることができる。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

3 施設の利用の取消しをしようとする者は、利用日までに申し出なければならない。

4 占用利用できるスポーツの利用種目は、グラウンドゴルフ、ゲートボール、ノルディックウォーク等の軽スポーツとする。

5 占用利用料は、無料とする。

6 占有利用時間は、午前8時から午後5時までとする。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

7 蒲郡市が認定したイベント等の開催については、優先的に利用できるものとする。

(利用制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の制限をすることができる。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき
- (2) 他の利用者に著しく迷惑をかけるおそれがあると認めるとき
- (3) 施設等を損傷するおそれがあると認めるとき
- (4) ゴルフ、野球、ソフトボール、バスケットボール、サッカー、フットサル等
(練習を含む) 及びスパイク付靴の利用
- (5) 犬などペットの散歩等
- (6) 原則として竹島ベイパーク利用者以外の者の駐車場の利用
- (7) 大型貨物自動車の駐車場利用
- (8) 施設内の火気類の使用
- (9) その他管理上支障が生じるおそれがあると認めるとき

(占有利用承認の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の承認を取消し、または利用を中止することができる。

- (1) 利用承認届に偽りの記載があったとき
- (2) 利用承認の条件に反したとき
- (3) その他特に必要と認めたとき

(損害の賠償)

第9条 利用者が故意又は過失によって施設又はその付属設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

様式1

竹島ベイパーク利用承認届

年 月 日

蒲郡市長 殿

団体名

住 所 蒲郡市

氏 名

連絡先 0533- -
 携帯電話 (- -)

下記のとおり竹島ベイパークの利用を届出します。

利 用 目 的	
利 用 期 間	<p>年 月 日 () の</p> <p>午前 時 分 ~ 時 分まで</p> <p>午後 時 分 ~ 時 分まで</p>
利 用 場 所	多目的広場 (A面・B面・C面・D面) ・ 駐車場利用
利 用 人 員	名 (市内 名・市外 名)
条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竹島ベイパーク利用承認届を携帯します。 ・ 施設を破損した場合は届出者にて原形復旧します。 ・ 使用後の清掃を行います。 ・ 火気を使用しません。
備 考	